# 青梅複合型ケアサービスセンター 訪問看護ステーション友田 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人積善会が設置する青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田(以下「事業所」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

# (運営の方針)

#### 第2条

- 1. (→指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限り、その居宅において自立 した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心配機能の維持 回復を図るものとする。
- □指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、 自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図かり、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3. 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6. 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、介護保険 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等の関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう 努めるものとする。
- 7. 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8.前7項のほか、青梅市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、青梅市指定介護予防サービス事業者の指

定ならびに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第3条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。) に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

#### (事業の名称及び所在地)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名称: 青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田
- (2) 所在地:東京都青梅市友田町5丁目533番の1

# (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者:看護師 1名 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。 但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員:常勤換算2.5以上(うち1名は常勤とする)
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:適当数 ※必要に応じて雇用する。 看職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- ※職員は青梅複合型ケアサービスセンター (看護小規模多機能型居宅介護施設) 兼務とする。

# (営業日及び営業時間等)

- 第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
- (1) 営業日: 通常月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

# (指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】は利用者の心身の機能維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1)訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者またはその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成す るための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭。洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書【介護予防訪問看護計画書】に基づく指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】
- (3) 訪問看護報告書【介護予防訪問看護報告書】の作成

#### (指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬、告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを 利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費 1 k m 当たり 200 円
- (3) その他の利用料金として負担していただくもの 引き落とし手数料 150円/回
- 4 前3項の利用料の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその 他の利用料について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供に際しては、あらかじめ、利用者または その家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、その 内容及び支払いに同意する旨を文章に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】に利用料の

支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の内容、費用その ほか必要と認められる事項を記載したサービス提供書を利用者に対して交付する。

# (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は青梅市、羽村市とする。

## (衛生管理等)

- 第10条 事業者は、看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催する とともに、結果について、従業者に周知を図る。
- (2)事業所における感染症の予防、及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施する。

#### (緊急時における対応方法)

- 第11条 従業者は、指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への報告が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供により事故が 発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等 に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

- 第12条 事業所は、指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供した指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】に関し、介護保険法第23条 の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出、もしくは提示の求めまたは当該

市町村の職員からの質問、照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】に係る利用者からの苦情に 関して国民保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言 に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者または家族の個人情報について【個人情報の保護に関する法律】 および厚生労働省が策定した【医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイダンス】を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## (虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発防止のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的に開催するとともに、結果について従業者に周知を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施(年1回以上)
- (4)前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5)責任者の選定 (責任者 嶌田 竜大郎)
- (6) 虐待等に対する相談窓口を設置する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思 われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束の禁止)

- 第15条 利用者または利用者等に成美恵または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむ得ない場合を記録する。

#### (業務継続計画の策定)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護

【指定介護予防訪問看護】の提供を継続的に実施するための、感染症及び非常の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下【業務継続計画】という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練 を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

# (地域との連携)

第17条 事業所は事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を行うよう努めるものとする。

# (ハラスメント対策)

第18条 事業所はサービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を 行った場合は、サービスを中止し状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除とする。

# (その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 業務の執行体制についても検証、整備する

- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
- (2) 年3回の業務研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持 させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業 者の雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護【指定介護予 防訪問看護】の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景にした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は積善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# (附則)

この規定は、令和6年6月1日から施行する。